

日 南 市

強
く
て、
し
な
や
か
な
ニ
ッ
ポ
ン
へ

強 国
化 土

NATIONAL
RESILIENCE

地 域 計 画

リスクシナリオ別脆弱性評価及び施策の推進方針

令和 2年 3月

シナリオ一覧

- 1 - 1 大規模地震による建造物の崩壊及び住宅密集地における火災の発生
- 1 - 2 不特定多数が集まる施設の倒壊や火災の発生
- 1 - 3 津波による多数の死者の発生
- 1 - 4 異常気象による広域かつ長期的な市街地の浸水
- 1 - 5 土砂災害による多数の死者の発生及び地盤の脆弱性が高まる事態
- 1 - 6 避難行動の遅れによる死傷者の発生
- 2 - 1 生命に関わる物資（食料・飲料水等）供給の長期停止
- 2 - 2 避難所機能不全による被災者の生活の質低下
- 2 - 3 多数の孤立集落の発生及び、長期化
- 2 - 4 救助・救出活動組織の被災による活動人員不足
- 2 - 5 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の途絶
- 2 - 6 帰宅困難者への物資（食料・飲料水等）の提供
- 2 - 7 医療施設及び施設従事者の被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
- 2 - 8 衛生環境の悪化による疫病・感染症の拡大
- 3 - 1 市職員の被災による行政機能の低下
- 3 - 2 公共施設被災による機能低下
- 4 - 1 停電による情報通信の麻痺、事態の長期化
- 4 - 2 放送設備被災による災害情報伝達の停止
- 5 - 1 物流システムの機能麻痺による企業の生産活動の低下及び金融サービス停止による市内経済の停滞
- 5 - 2 経済活動に必要なエネルギーの供給停止
- 5 - 3 重要産業施設の被災
- 5 - 4 交通ネットワークの機能停止
- 5 - 5 食料等の安定供給の停滞
- 6 - 1 送配電施設及び燃料供給連鎖管理の機能停止
- 6 - 2 上水道の供給の停止、事態の長期化
- 6 - 3 污水处理施設の機能停止、事態の長期化
- 6 - 4 生活道の遮断による生活の質の低下
- 7 - 1 市街地での大規模災害の発生
- 7 - 2 有害物質の流出及び拡散
- 7 - 3 沿道の建築物崩壊による交通麻痺
- 7 - 4 農業用のため池損壊による二次災害
- 7 - 5 農地・森林の荒廃化による被害拡大
- 7 - 6 風評被害による経済停滞
- 8 - 1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ
- 8 - 2 人材（専門家・技術者）不足による復旧・復興の遅れ
- 8 - 3 地域コミュニティーの崩壊、治安悪化による復旧・復興の遅れ
- 8 - 4 東九州自動車道、港湾等の基幹インフラの損壊による、復旧・復興の遅れ
- 8 - 5 浸水害の長期化による復旧・復興の遅れ
- 8 - 6 社会基盤の復旧遅延による生活再建の遅れ

【1-1】大規模地震による建造物の崩壊及び住宅密集地における火災

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
市民の防災意識の啓発	○大規模災害においては、平時からの備えていることが重要であり、また災害時に適切な行動がとれるように、更なる防災意識の啓発が必要である。	○大規模災害において、平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、地域の自主防災組織や自治会と連携しながら、避難訓練等や防災講話を通し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	
自主防災組織等の活性化推進	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市による各種避難訓練の補助や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。	○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材の整備や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。	
企業防災の促進①	○企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。	○企業等が、平常時から、市や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発を推進する。	
企業防災の促進②	○南海トラフ地震が発生した場合、不特定多数の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等については被害が拡大するのを防ぐため南海トラフ地震防災対策特別推進地域内にあるこれらの施設については地震防災対策計画の策定を促進する必要がある。	○「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域(南海トラフ地震により震度6弱以上が想定される地域等をいう。)」における対策計画を未策定の企業に対しては関係機関と連携して作成を促進する。	
企業防災の促進③	○宮崎県の行う専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を活用し、企業のBCP策定を促進する必要がある。	○周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。	
企業防災の促進④	○BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。	○市内中小企業者の防災対策を促進するため、県が行っている中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。	
住宅の火災予防対策	○住宅用火災警報器の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。	○住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発等の取組を継続する。	
高齢者施設の防災対策	○高齢者施設において、避難確保計画などの災害に関する具体的計画の作成、避難体制の整備が行われるように支援する必要がある。	○定期的実施する実地指導による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練等実施などの防災対策の徹底を図る。	

避難行動要支援者対策の推進	○介護が必要な高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難で、特別な支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。	○避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成を促進していく。なお、個別支援計画の作成にあたり、防災、福祉、保健、医療等の関係機関や自治会、民生委員等と連携し取組を図る。	
木造住宅等の耐震化等	○住宅の耐震化率は年々向上しているものの全国平均値約82%には届いていない状況にある。耐震化の必要性について、引き続き啓発活動を行うとともに木造住宅耐震化普及促進事業等の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。またブロック塀等についても、安全対策を推進していく必要がある。	○耐震性が不足していると見込まれる住宅の約95%を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する。また、ブロック塀等についても同様の安全対策を推進する。	
本庁舎の震災対策	○庁舎は、災害時の防災拠点となることから、耐震化を進める必要がある。	○耐震性が不足する本庁舎については、建て替えを進める。	
市営住宅の震災対策	○市営住宅は、災害時には避難施設となることから、耐震化を進める必要がある。	○災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。	
学校施設の震災対策	○学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を推進する必要がある。	○学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また避難所となっている学校施設(体育館を含む)のトイレの洋式化についても整備を進めていく。	
都市公園の維持管理	○都市公園の維持管理を行い大規模災害時の帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的とした、一時避難場所としての役割を担えるようにする必要がある。	○施設の計画的な更新・補修を行うことにより、都市公園の維持管理を行う。	
街路事業の推進	○市街地等において、街路の整備を計画的に進めていく必要がある。また災害時には避難路として有効に活用する必要がある。	○市街地等において、都市の骨格となり、また避難路としても機能する街路の計画的な整備を推進する。	
安全快適な街作り(無電柱化)	○景観の阻害要因となる電柱、電線をなくし、電柱のない美しい街並みを整えるとともに、通行空間の安全性・快適性を確保し、災害時の救助活動を妨げる事がないように、平時から電柱の脆弱性を考慮したまちづくりが必要である。	○生活空間の改善のため無電柱化の計画を取り入れたまちづくりを推進する。	

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
都市公園施設の耐震化等の促進	○都市公園施設等については、公園利用者の安全対策はもとより、災害時の一時避難場所や救援物資の集積等の防災拠点として、各施設の耐震化等の推進が必要である。	○都市公園施設等については、公園利用者の安全対策さらには、一時避難施設や防災拠点としての機能を発揮するため、各施設の耐震化等を推進する。	

旅行者等への防災対策①	○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○スポーツキャンプや市内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示等の対策を推進する。	
旅行者等への防災対策②	○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。	

1-3 津波による多数の死者の発生

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
市民の防災意識の啓発【1-1再掲】	○大規模災害においては、平時からの備えていることが重要であり、また災害時に適切な行動がとれるように、更なる防災意識の啓発が必要である。	○大規模災害において、平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、地域の自主防災組織や自治会と連携しながら、避難訓練等や防災講話を通し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	
自主防災組織の活性化推進【1-1再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市による各種避難訓練の補助や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。	○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材の整備や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。	
学校における防災教育の推進	○防災教育、特に津波による被害が想定される学校での教職員の災害対応能力を向上させるとともに、各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する必要がある。	○津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育資料集」や、DVD教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。	
学校における防災教育の推進	○防災教育、特に津波による被害が想定される学校での教職員の災害対応能力を向上させるとともに、各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する必要がある。	○防災専門官の助言を得ながら、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び児童生徒の災害対応能力を向上させる。	

津波情報の迅速・的確な伝達手段の確保①	○防災行政無線や全国瞬時警報システム(Jアラート)等の各種システムを連動した情報伝達により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。	○津波発生や避難に関する情報を時間、地域によらず市民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等様々な伝達手段を活用する。また、防災・気象メールサービスへの登録など、市民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。	
津波情報の迅速・的確な伝達手段の確保②	○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。	○津波浸水地域内にあるホテルや観光案内所へハザードマップを掲示する。 ○ガイドブックやパンフレットなどに緊急避難所の位置を掲載する。 ○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等の対策を検討していく。	
避難施設の整備、津波避難場所の確保	○津波から住民の生命を守るためには、安全な場所への避難が基本である。このため沿岸地域では住民の避難を確保するため、民間ビルの津波避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、津波の到達までに住民が安全な場所へ避難できる津波避難場所の整備や避難経路の確保を図っているところであるが、今後とも取組を推進していく必要がある。	○津波避難計画に基づき避難場所、避難路の整備に加え、民間施設を避難場所に指定することで、避難所の確保を図る。	
街路事業の推進【1-1再掲】	○市街地等において、街路の整備を計画的に進めていく必要がある。また災害時には避難路として有効に活用する。	○市街地等において、都市の骨格となり、また避難路としても機能する街路の計画的な整備を推進する。	
要配慮者対策の推進	○高齢者、障がい者や乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に配慮が必要ないわゆる要配慮者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援を検討する必要がある。	○要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえて、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう支援方法を検討する。 ○要配慮者の避難については、行政機関だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。	

<p>避難行動要支援者対策の推進 【1-1再掲】</p>	<p>○介護が必要な高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難で、特別な支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。</p>	<p>○避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成を促進していく。なお、個別支援計画の作成にあたり、防災、福祉、保健、医療等の関係機関や自治会、民生委員等と連携し取組を図る。</p>	
<p>旅行者等の防災対策① 【1-2再掲】</p>	<p>○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。</p>	<p>○スポーツキャンプや市内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示等の対策を推進する。</p>	
<p>旅行者等の防災対策② 【1-2再掲】</p>	<p>○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。</p>	<p>○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。</p>	
<p>避難施設における通信整備の確保</p>	<p>○大規模災害が発生した時、電力の供給停止や固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるおそれがあるため、避難施設等の状況確認を適切に行えるように通信手段及び電源の確保する必要がある。</p>	<p>○大規模災害時に利用される避難所については、電力供給が停止した場合でも、通信機器が使用出来るように非常用電源設備の設置や、無線機、衛星電話などの代替通信手段の導入を行う。</p>	
<p>ヘリ関係機関の連携強化</p>	<p>○ヘリコプターによる被災者の迅速な救助のためには、各防災関係機関のヘリコプターの安全確保と効率的な運用が重要であり、運用に係るソフト・ハード両面の整備が必要である。</p>	<p>○大規模災害発生時にヘリコプターによる迅速な情報収集や救助を効率・効果的かつ安全に活用するため、平時よりヘリコプターの運用調整を行うとともに、ヘリコプター活動拠点の確保、病院周辺に1箇所以上のヘリコプター離着陸場を確保するなど必要な環境整備を推進する。</p>	
<p>港湾の地震・津波対策の推進</p>	<p>○港湾のL1津波(比較的発生頻度の高い津波)対策としての施設の整備促進が必要である。</p>	<p>○L1津波(比較的発生頻度の高い津波)対策が必要な港湾施設の整備を要望していく。</p>	
<p>津波ハザードマップ等の作成</p>	<p>○津波が発生した時に市民が迅速に避難活動を行えることが重要である。そのため、津波の浸水域や避難場所をあらかじめ示しているハザードマップの作成等の取組を行っている。</p>	<p>○現行の津波浸水域や避難場所を示した津波ハザードマップについて、国や県の想定等の変更が生じた場合や避難場所等を変更した場合は、随時、更新・配布を行う。</p>	

<p>河川堤防、海岸保全施設等の高潮、地震・津波対策</p>	<p>○河川堤防の基盤強化や水門等の震災対策、海岸堤防の耐震対策、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策等を推進する必要がある。しかしながら、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図るとともに、警戒・避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策が必要である。 ○海岸保全施設の整備については、海岸の侵食対策や高潮対策、L1津波(比較的発生頻度の高い津波)対策を推進していく必要がある。</p>	<p>○施設整備だけでは、自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携しながら、避難体制などのソフト対策を進める。 ○河川堤防の基盤強化や水門等の震災対策、海岸堤防の耐震対策、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策について、県に要望していく。</p>	
--------------------------------	---	--	--

1-4 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水

施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
<p>水防災意識社会の再構築</p>	<p>○大規模な浸水被害の発生頻度が高まるのが懸念されることから、常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。</p>	<p>○気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まるのが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し「水防災意識社会」の再構築を進める。</p>	
<p>市民の防災意識の啓発【1-1再掲】</p>	<p>○大規模災害においては、平時からの備えていることが重要であり、また災害時に適切な行動がとれるように、更なる防災意識の啓発が必要である。</p>	<p>○大規模災害において、平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、地域の自主防災組織や自治会と連携しながら、避難訓練等や防災講話を通し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。</p>	
<p>自主防災組織の活性化推進【1-1再掲】</p>	<p>○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市による各種避難訓練の補助や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。</p>	<p>○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材の整備や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。</p>	
<p>避難行動要支援者対策の推進【1-1再掲】</p>	<p>○介護が必要な高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難で、特別な支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。</p>	<p>○避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成を促進していく。なお、個別支援計画の作成にあたり、防災、福祉、保健、医療等の関係機関や自治会、民生委員等と連携し取組を図る。</p>	

避難情報の的確な発令	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、発令基準に基づき、住民の早期避難に関する意識の向上を図る必要がある。	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、発令基準に従って避難情報を発令するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	
災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保①	○災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、防災行政無線の整備をし、屋外拡声子局、個別受信機を利用しているが、大規模災害においても確実に情報伝達が行われるように、情報伝達手段を多様化する必要がある。	○全国瞬時警報システム(Jアラート)防災行政無線に加え、Lアラートやエリアメール・緊急速報メール、防災・気象メールなど、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る。	
災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保②	○災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、防災行政無線の整備をし、屋外拡声子局、個別受信機を利用しているが、大規模災害においても確実に情報伝達が行われるように、情報伝達手段を多様化する必要がある。	○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する。	
宮崎県総合防災情報ネットワークの活用	○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、宮崎県で整備している総合防災情報ネットワークを活用するために、日頃より操作確認を徹底する必要がある。	○宮崎県総合防災情報ネットワークを活用するために、日頃より操作確認を徹底する。 ○令和元年台風15号による関東地方の被災状況を教訓とし、複数の連絡通信手段の用意及び電源の確保をするために、国、電気通信事業者の協力を得て電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、密な関係作りを推進する。 ○東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。	
下水道による浸水対策	○内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場等の排水施設の整備を引き続き促進し、管渠については整備を検討する必要がある。	○内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場の排水設備の整備を引き続き促進し、雨水幹線等については整備の検討をする必要がある。	
洪水ハザードマップの作成促進	○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成・公表をする。住民に分かりやすいハザードマップの見直しを進める必要がある。	○洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されるよう啓発を推進する。	
高潮ハザードマップの作成促進	○高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。	○宮崎県の高潮による浸水想定区域の指定及び公表に合わせ、高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表する。	
河川改修等による水害対策	○水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める必要がある。 ○施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。	○2級河川の整備については、これまで通り、日南市県道河川整備促進既成同盟会により、行政及び市民が一体となって県に整備促進を要望していく。 ○市が管理する普通河川については、自治会等の要望等を踏まえ、土砂掘削など適切な維持管理を図っていくとともに、簡易な維持管理については、周辺住民が行えるような仕組みづくりを検討していく。	

1-5 土砂災害による多数の死者の発生及び地盤の脆弱性が高まる事態

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
市民の防災意識の啓発【1-1再掲】	○大規模災害においては、平時からの備えていることが重要であり、また災害時に適切な行動がとれるように、更なる防災意識の啓発が必要である。	○大規模災害において、平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、地域の自主防災組織や自治会と連携しながら、避難訓練等や防災講話を通し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	
自主防災組織の活性化推進【1-1再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市による各種避難訓練の補助や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。	○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材の整備や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。	
避難情報の的確な発令【1-4再掲】	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、発令基準に基づき、住民の早期避難に関する意識の向上を図る必要がある。	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、発令基準に従って避難情報を発令するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	
避難行動要支援者対策の推進【1-1再掲】	○介護が必要な高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難で、特別な支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。	○避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成を促進していく。なお、個別支援計画の作成にあたり、防災、福祉、保健、医療等の関係機関や自治会、民生委員等と連携し取組を図る。	
土砂災害危険箇所対策(ソフト)	○住民の円滑な避難のため、「土砂災害ハザードマップ」の整備する必要がある。	○発災時に避難が円滑に行われるように、土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、ハザードマップを随時見直す。	
土砂災害危険箇所対策(ハード)	○住民が安心して生活できるように、土砂災害危険箇所を整備する必要がある。	○土砂災害対策については、主要道路及び住宅密集地、要配慮者施設など優先的に整備を推進する。	
農業用ため池等の防災対策	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。	
山地災害の復旧や土砂流出の防止	○山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区の整備を進めてきた。引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。	○山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を積極的に推進する。	

1-6避難行動の遅れによる死傷者の発生

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
市民の防災意識の啓発 【1-1再掲】	○大規模災害においては、平時からの備えていることが重要であり、また災害時に適切な行動がとれるように、更なる防災意識の啓発が必要である。	○大規模災害において、平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、地域の自主防災組織や自治会と連携しながら、避難訓練等や防災講話を通し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	
自主防災組織の活性化推進 【1-1再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市による各種避難訓練の補助や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。	○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材の整備や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。	
避難行動要支援者対策の推進 【1-1再掲】	○介護が必要な高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難で、特別な支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。	○避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成を促進していく。なお、個別支援計画の作成にあたり、防災、福祉、保健、医療等の関係機関や自治会、民生委員等と連携し取組を図る。	
旅行者等の防災対策① 【1-2再掲】	○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○スポーツキャンプや市内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示等の対策を推進する。	
旅行者等の防災対策② 【1-2再掲】	○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。	
避難情報の的確な発令 【1-4再掲】	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、発令基準に基づき、住民の早期避難に関する意識の向上を図る必要がある。	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、発令基準に従って避難情報を発令するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	

災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保【1-4再掲】	○災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、防災行政無線の整備をし、屋外拡声子局、個別受信機を利用しているが、大規模災害においても確実に情報伝達が行われるように、情報伝達手段を多様化する必要がある。	○全国瞬時警報システム(Jアラート)防災行政無線に加え、Lアラートやエリアメール・緊急速報メール、住民メール配信システムなど、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る。	
災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保②【1-4再掲】	○災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、防災行政無線の整備をし、屋外拡声子局、個別受信機を利用しているが、大規模災害においても確実に情報伝達が行われるように、情報伝達手段を多様化する必要がある。	○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する。	
防災情報(水位・雨量・カメラ画像)の利用	○避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの情報を、迅速かつ的確に把握するため、宮崎県総合河川砂防情報システムを活用した情報収集を行う必要がある。	○河川カメラや水位計の設置を県へ要望するとともに、各種情報を活用した避難態勢を推進する。	
土砂災害危険箇所の周知	○住民の円滑な避難のため土砂災害ハザードマップの整備を促進するとともに、ハザードマップを活用した住民の避難訓練の実施により早期避難を促進する必要がある。	○最新の土砂災害警戒区域等を考慮し、避難場所・避難経路等の更新を行い、住民に周知する。	

2-1 生命に関わる物資(食料・飲料水等)供給の長期停止

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
家庭・事業所等での備蓄促進	○生活必需品の備蓄は、市民が自ら行うことが基本であり、大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われな可能性のあることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する必要がある。	○生活必需品の備蓄は、市民が自ら行うことが基本であり、大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われな可能性のある、国からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する。	
備蓄の推進	○生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われな可能性のあること、また、大規模災害時には国からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、自助1日、市1日、県1日の最低3日分の備えをする必要があるため、計画的な備蓄を進める必要がある。	○生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われな可能性のあること、また、大規模災害時には国からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、県・市の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、計画的な備蓄を推進する。	

<p>防災関係機関の連携強化①</p>	<p>○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。</p>	<p>○大規模災害時には、多数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。</p>	
<p>防災関係機関の連携強化②</p>	<p>○大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。</p>	<p>○避難者の支援や災害物資の調達等が円滑に図られるよう宮崎県南部地域大規模災害対策連携協議会と連携するとともに、被災者の救助が迅速に行われるよう防災訓練等の様々な機会を捉えて自衛隊や警察等、国県の関係機関と連携強化を図る。</p>	
<p>支援の受入体制の構築</p>	<p>○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。市においても大量の人的・物的支援を円滑に受け入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。</p>	<p>○広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受け入れるため、県で定められている「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、支援の受け入れが、円滑に行えるように随時受援計画の見直しを進めていく。</p>	
<p>災害時の活動拠点等の整備</p>	<p>○大規模災害において自衛隊、警察、消防等の活動拠点や、支援物資の受入拠点を確保するとともに、拠点機能を発揮するための必要な資機材を整備しておく必要がある。</p>	<p>○現在日南市では、日南市総合運動公園の隣接地に、消防庁舎、防災公園ヘリポート、備置倉庫等を整備し、大規模災害時の活動拠点としている。今後は、拠点の機能強化を図るため、資機材等の配備を行うとともに、代替拠点等の追加指定を行い、体制の強化を図る。</p>	
<p>災害時の拠点施設としての道の駅の整備</p>	<p>○道路利用者の休息施設や地域の拠点として利用されている「道の駅」は、その立地や設備等により、被災地支援の拠点としての活用が期待できることから、適切な管理かつ必要な整備を行う必要がある。</p>	<p>○「道の駅」はその立地や設備等により、避難者受入機能をはじめ、防災拠点としての活用が期待できることから、平時より指定管理者と連携して適切な維持管理を行うとともに、新たに設置する「道の駅」は災害時の拠点施設としての機能を考慮し整備を図る。</p>	

自治体間の応援体制の構築①	<p>○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、県からの支援に加え、自治体間で相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側と受け入れる側で、応援・受援体制の整備充実が必要である。</p>	<p>○九州市長会、姉妹都市をはじめとする協定締結自治体との円滑な連携を図るため、随時連絡体制を確認、受入訓練等を実施するとともに、受援計画の適宜見直しを行い、受援体制の強化を図る。</p>	
自治体間の応援体制の構築②	<p>○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、県からの支援に加え、自治体間で相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側と受け入れる側で、応援・受援体制の整備充実が必要である。</p>	<p>○県内沿岸10市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進協議会」において、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても協議を深め、相互支援体制の促進を図る。</p>	
緊急車両の登録	<p>○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、災害発生後には確認事務処理ができないことから必要な公用車について事前届出を行う必要がある。</p>	<p>○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、緊急通行車両を運用する機関、事業所等に対して、事前届出制度に関する啓発活動を推進する。</p>	
上水道施設等の耐震化推進	<p>○上水道施設について、施設の更新、津波対策や管路の耐震化等を推進する必要がある。</p>	<p>○被災時においても、日常生活を維持するためには、水道水の供給が不可欠であることから、上水道施設の耐震・津波対策のため、上水道システムの再構築に取り組むとともに、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進める。さらに、大規模災害時においても、水道水の迅速な供給が可能となるような防災訓練の実施に加え、関係機関との連携を強化する。</p>	
燃料供給体制の構築	<p>○大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県において燃料供給計画を策定しており、この計画に基づき、供給手順等についてのマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。</p>	<p>○発災時に円滑な燃料供給を図るため、県が協定を締結している石油連盟や県石油商業組合と中核SSや優先供給施設などの情報共有を行うとともに、防災訓練において供給体制の検証を行う。</p>	

災害協定の締結等による生活物資の調達	○災害時における生活必需品について、民間事業者等との物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通備蓄の整備を進める必要がある。	○平成28年に宮崎県備蓄基本指針を策定し自治体において備蓄すべき物資や備蓄量を定めたことから、この指針に基づき民間事業者との協力協定等の締結を進めるとともに、災害時の調達体制について日頃から連携を推進する。	
物資受入体制の確立①	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時において市単独では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時において市外からの食料等の物的支援を円滑に受入れるため、市では「地域防災計画」で物資輸送拠点指定している。	
物資受入体制の確立②	本市では市外からの多量の物的支援を円滑に受け入れ、避難者へ迅速に届けるため受援計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や市においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。	○今後は、代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮し、拠点を増やすとともに拠点の運営マニュアルの整備や拠点に配置される人的支援の体制についても検討を進めるとともに、随時受援計画の内容を見直す。また防災訓練等を通じてその実効性を高める。	
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	○緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。	
市道及び付帯施設の強靱化	○物資輸送ルートを実際に確保するため、市の管理する道路の老朽化対策を行い地震、津波、水害、土砂災害対策等で脆弱性が高まる事がないように着実に進める必要がある。	○輸送基盤の脆弱性の解消するため、計画的な整備や維持管理に努め、より円滑な輸送体制の確保を図る。	
緊急輸送等のための交通インフラの確保	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う重要幹線道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○国道220号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面対策等を検討する。 ○緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している。今後も、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。	

緊急輸送等のための交通インフラの確保	○海上からの輸送ルートの確保のために、港湾等の整備促進を図る必要がある。	○油津港湾は、地域防災計画において、震災時における防災拠点(救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点)として位置づけられており、現在、整備が進められている既存岸壁の耐震改良化の早期完成に向け要望していく。	
緊急輸送等のための交通インフラの確保	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての適正な保全対策が必要である。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての適正な保全対策を推進する。	

2-2 避難所機能不全による被災者の生活の質低下

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
自主防災組織の活性化推進【1-1再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市による各種避難訓練の補助や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。	○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材の整備や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。	
避難所における生活環境の改善	○被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のために、職員向けに避難所運営マニュアル周知するとともに、避難者となる地域住民への理解を得られる必要がある。	○被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備を行い、関係機関の協力のもと生活環境の改善を図る。	
避難所の耐震化・機能強化の促進	○大規模地震による被害により避難所が使用不能になる事態や避難中の余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所施設の耐震化(非構造部材等を含む)、老朽化対策及び機能強化を進める必要がある。	○大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化(非構造部材等を含む)、老朽化対策及び機能強化を促進する。	
避難所外避難者対策①	○大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策についても検討する必要がある。	○大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策について検討を進める。	
避難所外避難者対策②	○大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策についても検討する必要がある。	○災害ボランティア(個人や民間団体)との連携による支援についても検討を進める。	
福祉避難所の整備	○一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所を確保する必要がある。	○一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の確保を促進するとともに、民間ホテル等への要配慮者の受け入れについて検討を進める。	
市民への広報・広聴機能の整備	○災害時は様々な情報が発信され混乱を生じることから、SNSの活用等、災害時の情報発信、収集手段を検討しておく必要がある。	○市の公式ホームページや、SNSを活用して速やかに情報を発信できる体制を整える。また担当者以外の職員についても情報発信が行えるよう研修を行う	

<p>旅行者等の防災対策① 【1-2再掲】</p>	<p>○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。</p>	<p>○スポーツキャンプや市内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示等の対策を推進する。</p>	
<p>旅行者等の防災対策② 【1-2再掲】</p>	<p>○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。</p>	<p>○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。</p>	
<p>広域避難対策</p>	<p>○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容出来ない可能性がある。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、近隣自治体間において広域的な避難に関する連携をする必要がある。</p>	<p>○大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進する。本市においては、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の枠組で対応するとともに沿岸部から内陸部への広域避難について具体的な検討を進める。また防災訓練を通じ、広域的な避難訓練を実施することにより自治体間の連携の取組を促進する必要がある。県内の避難所で避難者を収容できない場合には、県外への広域避難について、「九州山口9県災害時応援協定」に基づき隣県等との避難体制について県と協議を進める。</p>	
<p>学校施設の耐震化 【1-1再掲】</p>	<p>○学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>○学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また避難所となっている学校施設(体育館を含む)のトイレの洋式化についても整備を進めていく。</p>	
<p>災害ボランティアの体制強化</p>	<p>○県市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。</p>	<p>○ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。</p>	

避難施設における通信整備の確保 【1-3再掲】	○大規模災害が発生した時、電力の供給停止や固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるおそれがあるため、避難施設等の状況確認を適切に行えるように通信手段及び電源の確保する必要がある。	○大規模災害時に利用される避難所については、電力供給が停止した場合でも、通信機器が使用出来るように非常用電源設備の設置や、無線機、衛星電話などの代替通信手段の導入を行う。	
中山間地域の振興①	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。	○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。	

2-3 多数の孤立集落の発生及び、長期化

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
コンパクトシティの形成等	○コンパクトシティの形成をはじめとした集落のネットワーク化や定住自立圏構想等を推進する必要がある。	○コンパクトシティの形成をはじめとした集落のネットワーク化や定住自立圏構想の推進等を図る。	
家庭・事業所等での備蓄促進 【2-1再掲】	○生活必需品の備蓄は、市民が自ら行うことが基本であり、大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われな可能性のあることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する必要がある。	○生活必需品の備蓄は、市民が自ら行うことが基本であり、大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われな可能性のある、国からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する。	
自主防災組織の活性化推進 【1-1再掲】	○大規模災害の際は、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが非常に重要である。そのため市による各種訓練の支援や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。	○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材整備の補助や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。	
地域コミュニティの活性化	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。	○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。	
防災関係機関の連携強化② 【2-1再掲】	○大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。	○避難者の支援や災害物資の調達等が円滑に図られるよう宮崎県南部地域大規模災害対策連携協議会と連携するとともに、被災者の救助が迅速に行われるよう防災訓練等の様々な機会を捉えて自衛隊や警察等、国県の関係機関と連携強化を図る。	

ヘリコプターによる支援体制整備	<p>○車両で通行困難な地域における救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、効率的な活動のための体制を整備する必要がある。また、自衛隊ヘリコプターや各都道府県防災ヘリコプターの協力が必要な場合を想定し、関係機関のヘリの着陸場等について事前に確認する必要がある。</p>	<p>○孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、定期的な整備による防災ヘリの信頼性向上を図るとともに、ヘリコプターの離着陸場の確保等活動のための体制を整備する。加えて、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要となる場合を想定し、災害発生時に円滑なヘリコプター運用が図れるヘリ運用調整会議等により事前の検討を行うとともに、総合防災訓練等による連携強化を図る。</p>	
孤立集落における医療確保	<p>○孤立集落においても医療措置が必要な患者が発生した場合に医療活動が実施できる体制を整備する必要がある。</p>	<p>○県と国立大学法人宮崎大学における「宮崎県防災救急ヘリコプター医師現場投入活動実施に関する協定」により陸路でのアクセスが困難な地域等に対する医師の投入の運用を開始しており、今後も訓練等を通じて円滑な運用を図る。</p>	
緊急輸送等のための交通インフラの確保【2-1再掲】	<p>○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う重要幹線道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p>	<p>○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○国道220号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面对策等を検討する。 ○緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している。今後も、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。</p>	
緊急輸送等のための交通インフラの確保【2-1再掲】	<p>○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。</p>	<p>○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。</p>	
市道及び付帯施設の強靱化【2-1再掲】	<p>○物資輸送ルートを実際に確保するため、市の管理する道路の老朽化対策を行い地震、津波、水害、土砂災害対策等で脆弱性が高まる事がないように着実に進める必要がある。</p>	<p>○輸送基盤の脆弱性の解消するため、計画的な整備や維持管理に努め、より円滑な輸送体制の確保を図る。</p>	
防災対策の推進	<p>○物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。</p>	<p>○物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等の推進を着実に進める。</p>	

2-4 救助・救出活動組織の被災による活動人員不足

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
消防広域応援体制の強化	○緊急消防援助隊の本県隊について、装備の充実を図るとともに、県内外における訓練を実施するなど、広域応援体制の強化を図る必要がある。	○県総合防災訓練及び県外で行われる九州ブロック訓練への積極的な参加及び補助制度等を利用した装備の充実に努める。	
消防力の充実・強化	○消防の広域応援体制の強化、消防施設の整備については、一定の成果が上がっている。また、消防団の充実に努め、地域防災力の充実を図っていく必要がある。	○補助事業を活用した資機材の整備や地域の消火訓練や防災訓練へ積極的に参加する。	
防災関係機関の連携強化① 【2-1再掲】	○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	○大規模災害時には、多数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。	
防災関係機関の連携強化② 【2-1再掲】	○大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。	○避難者の支援や災害物資の調達等が円滑に図られるよう宮崎県南部地域大規模災害対策連携協議会と連携するとともに、被災者の救助が迅速に行われるよう防災訓練等の様々な機会を捉えて自衛隊や警察等、国県の関係機関と連携強化を図る。	
支援の受入体制の構築 【2-1再掲】	○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。	○広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県で定められている「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、支援の受け入れが、円滑に行えるように随時受援計画の見直しを進めていく。	
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	○緊急車両の通行ルートの早期啓開を図るため、道路管理者による放置車両対策の強化や、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。	

<p>緊急輸送等のための交通インフラの確保 【2-1再掲】</p>	<p>○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う重要幹線道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p>	<p>○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○国道220号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面对策等を検討する。 ○緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している。今後も、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。</p>	
<p>緊急輸送等のための交通インフラの確保 【2-1再掲】</p>	<p>○海上からの輸送ルートの確保のために、港湾等の整備促進を図る必要がある。</p>	<p>○油津港湾は、地域防災計画において、震災時における防災拠点(救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点)として位置づけられており、現在、整備が進められている既存岸壁の耐震改良化の早期完成に向けた促進を図る。</p>	
<p>市道及び付帯施設の強靱化 【2-1再掲】</p>	<p>○物資輸送ルートを実際に確保するため、市の管理する道路の老朽化対策を行い地震、津波、水害、土砂災害対策等で脆弱性が高まる事がないように着実に進める必要がある。</p>	<p>○輸送基盤の脆弱性の解消するため、計画的な整備や維持管理に努め、より円滑な輸送体制の確保を図る。</p>	
<p>防災対策の推進</p>	<p>○緊急輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。</p>	<p>○物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。</p>	

2-5 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の途絶

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
<p>災害緊急車両や優先供給施設への燃料供給体制の確立</p>	<p>○大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう県と連携して供給体制の構築を図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。</p>	<p>○発災時には、宮崎県では、中核SS等から燃料供給を出来る体制をとっている。何時災害が起こっても緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給出来るように日頃より関係機関と連携し、手順や運用方法を確認する。また県域での燃料供給が逼迫した場合は、石油備蓄法に基づく計画により国を通じて石油連盟からの支援が行われることとなり、今後、優先供給施設の毎年度の施設情報の把握や燃料を供給するための手順を定めたマニュアルの作成並びに関係機関への手順の周知、国の訓練への参加を進めて行く。</p>	

支援の受入体制の構築 【2-1再掲】	○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。	○広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県で定められている「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、支援の受け入れが、円滑に行えるように随時受援計画の見直しを進めていく。	
燃料供給体制の構築 【2-1再掲】	○大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県において燃料供給計画を策定しており、この計画に基づき、供給手順等についてのマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。	○発災時に円滑な燃料供給を図るため、協定を締結している石油連盟や県石油商業組合と中核SSや優先供給施設などの情報共有を行うとともに、国や県の防災訓練において供給体制の検証を行う。	
防災対策の推進	○エネルギー供給施設の被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○エネルギー供給施設の被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。	

2-6 帰宅困難者への物資(食料・飲料水等)の提供

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
備蓄の推進 【2-1再掲】	○生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には市外県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、自助1日、市1日、県1日の最低3日分の備えをする必要があるため、計画的な備蓄を進める必要がある。	○生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には市外県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、県・市の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、計画的な備蓄を推進する。	
事業所等における備蓄促進	○事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する必要がある。	○事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄について啓発を進めていく。	
上水道施設等の耐震化推進 【2-1再掲】	○上水道施設について、施設の更新、津波対策や管路の耐震化等を推進する必要がある。	○被災時においても、日常生活を維持するためには、水道水の供給が不可欠であることから、上水道施設の耐震・津波対策のため、上水道システムの再構築に取り組むとともに、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進める。さらに、大規模災害時においても、水道水の迅速な供給が可能となるような防災訓練の実施に加え、関係機関との連携を強化する。	

都市公園の整備	○公園利用者の安全対策はもとより、災害時の一時避難施設や救援物資の集積等の防災拠点として、各施設の耐震化等の推進が必要である。	○公園利用者の安全対策さらには、一時避難施設や防災拠点としての機能を発揮するため、各施設の耐震化等を推進する。	
旅行者等の防災対策① 【1-2再掲】	○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○スポーツキャンプや市内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示等の対策を推進する。	
旅行者等の防災対策② 【1-2再掲】	○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。	
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備 【2-4再掲】	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	○緊急車両の通行ルートの早期啓開を図るため、道路管理者による放置車両対策の強化や、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。	
緊急輸送等のための交通インフラの確保 【2-1再掲】	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う重要幹線道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○国道220号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面対策等を検討する。 ○緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している。今後も、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。	
緊急輸送等のための交通インフラの確保 【2-1再掲】	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。	

安全快適な街作り(無電柱化) 【1-1再掲】	○景観の阻害要因となる電柱、電線をなくし、電柱のない美しい街並みを整えるとともに、通行空間の安全性・快適性を確保し、災害時の救助活動を妨げる事がないように、平時から電柱の脆弱性を考慮したまちづくりが必要である。	○生活空間の改善のため無電柱化の計画を取り入れたまちづくりを推進する。	
防災対策の推進	○交通インフラの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○交通インフラの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。	

2-7 医療施設及び施設従事者の被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
防災関係機関の連携強化① 【2-1再掲】	○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	○大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。	
支援の受入体制の構築 【2-1再掲】	○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。	○広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県で定められている「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、支援の受け入れが、円滑に行えるように随時受援計画の見直しを進めていく。	
災害時の医療体制整備	○災害発生時の医療救護活動を円滑に行うために、災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害医療コーディネータ、災害医療拠点病院等と連携を図る必要がある。	○災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害医療コーディネータ、災害医療拠点病院等と平常時から連携及び情報共有を図るために、県等が主催する研修会に積極的に参加する。	
災害時の医療体制整備	○主に災害急性期以降における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の医療救護班との連携体制を構築する必要がある。	○救護所・避難所等における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への医療支援を行う日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の医療救護班との連携体制の構築を図る。	
災害時の医療体制整備	○災害発生時には、広域災害救急医療情報システム(EMIS)での情報共有を図る必要がある。	○広域災害救急医療情報システム(EMIS)での情報共有が図られるよう、県等が主催する研修会に積極的に参加する。	

ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営	○ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営等、大規模災害における広域医療搬送等を想定した体制の整備を図る必要がある。	○定期的なDMAT隊員による会議に参加し災害医療体制の構築に向けた協議を行うとともに、総合防災訓練等により関係機関との連携強化を図る。	
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【2-4再掲】	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	○緊急車両の通行ルートの早期啓開を図るため、道路管理者による放置車両対策の強化や、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。	
緊急輸送等のための交通インフラの確保【2-1再掲】	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う重要幹線道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを確認するために複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○国道220号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面対策等を検討する。 ○緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している。今後も、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。	
緊急輸送等のための交通インフラの確保【2-1再掲】	○海上からの輸送ルートの確保のために、港湾等の整備促進を図る必要がある。	○油津港湾は、地域防災計画において、震災時における防災拠点(救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点)として位置づけられており、現在、整備が進められている既存岸壁の耐震改良化の早期完成に向けた促進を図る。	
市道及び付帯施設の強靱化【2-1再掲】	○物資輸送ルートを確認するために、市の管理する道路の老朽化対策を行い地震、津波、水害、土砂災害対策等で脆弱性が高まる事がないように着実に進める必要がある。	○輸送基盤の脆弱性の解消するため、計画的な整備や維持管理に努め、より円滑な輸送体制の確保を図る。	
緊急輸送等のための交通インフラの確保【2-1再掲】	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。	
無電柱化の推進	○景観の阻害要因となる電柱、電線をなくし、電柱のない美しい街並みを整えると同時に、通行空間の安全性・快適性を確保し、災害時の救助活動を妨げる事がないように、平時から電柱の脆弱性を考慮したまちづくりが必要である。	○生活空間の改善のため無電柱化の計画を取り入れたまちづくりを推進する。	

防災対策の推進	○緊急輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。	○緊急輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。	
---------	---	--	--

2-8 衛生環境の悪化による疫病・感染症の拡大

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
広域火葬体制の構築	○大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、県内の他市町村および近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する必要がある。	○大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、県内の他市町村及び近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施するため、連絡担当部局や火葬場情報の把握、要請・応援に係る手順等を定めた計画策定及び体制等を「日南市地域防災計画」に準じて検討を行い構築する。	
下水道施設の災害対策	○下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPIに基づく防災訓練を実施する必要がある。	○下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPIに基づく防災訓練の実施を促進する。	
被災地における感染症予防・衛生対策①	○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する必要がある。	○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する。	
被災地における感染症予防・衛生対策②	○消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する必要がある。	○消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する。	
漁業集落排水施設の老朽化対策	○漁業集落排水施設の老朽化対策の早急な実施が必要である。	○漁業集落排水施設の老朽化対策を実施する。	

3-1 市職員の被災による行政機能の低下

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
防災拠点となる本庁舎の耐震化等①	○大規模災害時、本庁舎は防災拠点として、日南市災害対策本部が設置されるとともに、国・自衛隊・消防等の関係諸機関と連携しながら災害応急対策が実施されるため、庁舎の十分な耐震性や関係諸機関が活動できるスペース等を確保する必要がある。	○災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施できる防災拠点となる本庁舎の整備を推進する。	
防災拠点となる本庁舎の耐震化等②	○防災拠点となる庁舎の耐震化など防災対策等を推進する必要がある。	○防災拠点となる庁舎の耐震化等の防災対策の整備を推進する。	

日南市業務継続計画(BCP)の推進	○日南市業務継続計画(BCP)について、見直し等を行いより充実した計画にするとともに、本庁舎の建具飛散防止をはじめ、ライフライン供給システムの多重化を図るなど、非常時の初動期における行政機能の維持を図る必要がある。 ○また各課においてもBCPの確認や見直しをする必要がある。	○日南市業務継続計画(BCP)について、毎年度、適切な進行管理や訓練の実施、内容の見直し等を行いながら、より充実した計画になるよう改定していく。	
ICT部門の業務継続計画(BCP)の推進	○情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。	○東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を促進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。	
宮崎県総合防災情報ネットワークの整備【1-4再掲】	○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、宮崎県で整備している総合防災情報ネットワークを活用するために、日頃より操作確認を徹底する必要がある。	○宮崎県総合防災情報ネットワークを活用するために、日頃より操作確認を徹底する。 ○令和元年台風15号による関東地方の被災状況を教訓とし、複数の連絡通信手段の用意及び電源の確保をするために、国、電気通信事業者の協力を得て電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、密な関係作りを推進する。 ○東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。	

3-2 公共施設被災による機能低下

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
職員の災害対応能力の向上	○大規模災害時に円滑な災害対応やの安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要がある。	○大規模災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。	
災害対策本部体制の充実・強化①	○大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集体制の検討や災害対策要員の確保について検討する必要がある。	○大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が登庁できず、また、災害が長期化した場合に必要ない体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあることから、災害発生後速やかに職員を参集するため、本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために、各課の役割を明確にし、最小人員で最大効率を出せるように災害対策本部機能の充実を図る。	

<p>災害対策本部体制の充実・強化②</p>	<p>○災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器や災害支援システムの連携について確認が必要である。</p>	<p>○災害対策支援情報システムの運用や県からの情報連絡員の派遣の受け入れ体制など、被災情報を迅速かつ確実に収集し伝達するとともに、災害対策本部における情報共有・分析、受援調整、広報機能を強化することにより、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図る。 ○災害時に近隣自治体等の関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、防災拠点庁舎の建設を見据えた災害対策本部内や関係機関が有する情報を共有するための新たな情報共有システム整備等の検討を進める。</p>	
<p>防災体制の充実・強化①</p>	<p>○市は、基礎的な自治体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進する必要がある。</p>	<p>○特別職を含む職員を対象とした研修、災害対策本部運営訓練等により初動体制の確立および防災関係機関との連携強化を図る。</p>	
<p>防災体制の充実・強化②</p>	<p>○市は、基礎的な自治体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進する必要がある。</p>	<p>○災害時において優先的に実施すべき業務を整理し、これらの業務に必要な人員や資機材等を明らかにし、計画に沿った備えを行っておくことが重要であることから、研修会の開催等により、各課等における業務継続計画(BCP)について毎年度見直しを行う。</p>	
<p>防災体制の充実・強化③</p>	<p>○市は、基礎的な自治体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進する必要がある。</p>	<p>○本庁舎について、災害発生時にもその機能が損なわれないよう、防災拠点の耐震化やまた浸水エリア内にあるため庁舎等の浸水対策や非常時の電源の確保等の行政機能維持に努める。</p>	
<p>消防施設における非常用電源設備等の維持管理</p>	<p>○大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等について維持管理する必要がある。</p>	<p>○通信回線の冗長化の状況及び非常用発電設備の有無、運転可能時間、燃料の供給状況を確認し、災害に対応できる必要な措置を講じる。</p>	
<p>防災関係機関の連携強化②【2-1再掲】</p>	<p>○大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。</p>	<p>○避難者の支援や災害物資の調達等が円滑に図られるよう宮崎県南部地域大規模災害対策連携協議会と連携するとともに、被災者の救助が迅速に行われるよう防災訓練等の様々な機会を捉えて自衛隊や警察等、国県の関係機関と連携強化を図る。</p>	

<p>自治体間の応援体制の構築① 【2-1再掲】</p>	<p>○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、県からの支援に加え、自治体間で相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側と受け入れる側で、応援・受援体制の整備充実が必要である。</p>	<p>○九州市長会、姉妹都市をはじめとする協定締結自治体との円滑な連携を図るため、随時連絡体制を確認、受入訓練等を実施するとともに、受援計画の適宜見直しを行い、受援体制の強化を図る。</p>	
<p>自治体間の応援体制の構築② 【2-1再掲】</p>	<p>○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、県からの支援に加え、自治体間で相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側と受け入れる側で、応援・受援体制の整備充実が必要である。</p>	<p>○県内沿岸10市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進協議会」において、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても協議を深め、相互支援体制の促進を図る。</p>	
<p>支援の受入体制の構築 【2-1再掲】</p>	<p>○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。</p>	<p>○広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県で定められている「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、支援の受け入れが、円滑に行えるように随時受援計画の見直しを進めていく。</p>	
<p>学校施設の耐震化 【1-1再掲】</p>	<p>○学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を推進する必要がある。</p>	<p>○学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また避難所となっている学校施設(体育館を含む)のトイレの洋式化についても整備を進めていく。</p>	
<p>防災対策の推進</p>	<p>○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、洪水・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。</p>	<p>○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。</p>	

4-1 停電による情報通信の麻痺、事態の長期化

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
宮崎県総合防災情報ネットワークの整備 【1-4再掲】	○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、宮崎県で整備している総合防災情報ネットワークを活用するために、日頃より操作確認を徹底する必要がある。	○宮崎県総合防災情報ネットワークを活用するために、日頃より操作確認を徹底する。 ○令和元年台風15号による関東地方の被災状況を教訓とし、複数の連絡通信手段の用意及び電源の確保をするために、国、電気通信事業者の協力を得て電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、密な関係作りを推進する。 ○東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。	
自然エネルギーの推進	○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス及び風力等のエネルギーの導入が必要である。	○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス及び風力等のエネルギーの導入を推進する。	
ICT部門の業務継続計画(BCP)の推進 【3-1再掲】	○情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。	○東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を促進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。	
優先供給施設への燃料供給	○大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき供給手順等についてのマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。	○国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。	
情報インフラの確保対策	○情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電気通信事業者との連携を図る応急活動体制について日頃から連携を密にしておく必要がある。	○国、県、関係事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、アラートの活用とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取り組みを推進する。	
防災拠点における無線LAN環境整備	○本庁舎等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう無線LAN環境の整備を検討する必要がある。	○本庁舎等の防災拠点において、災害時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線LAN環境の整備を検討する。	
電力事業者における災害対策	○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。	○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。	

重要幹線における橋梁設備の地震・津波対策	○緊急輸送道路に関連する橋梁設備について、地震・津波対策を推進することにより、災害時の交通の確保に加え、橋梁に施設されている水道管、光ケーブル等の途絶を防止する必要がある。	○緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している。今後も、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。	
安全快適な街作り(無電柱化)【1-1再掲】	○景観の阻害要因となる電柱、電線をなくし、電柱のない美しい街並みを整えるとともに、通行空間の安全性・快適性を確保し、災害時の救助活動を妨げる事がないように、平時から電柱の脆弱性を考慮したまちづくりが必要である。	○生活空間の改善のため無電柱化の計画を取り入れたまちづくりを推進する。	
防災対策の推進	○電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。	○電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に進める。	

4-2放送設備被災による災害情報伝達の停止

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
災害情報伝達手段の多様化①	○停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、SNSなどを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。	○ホームページやフェイスブックを活用して速やかに災害・緊急情報を発信できる体制を整えるために、担当者以外の職員についても情報発信手順を習得する。	
災害情報伝達手段の多様化②	○防災行政無線等の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供により、住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を確実に推進する必要がある。 ○市民への災害情報提供のために整備している「防災・気象メールサービス」の登録者数の増加を図る必要がある。	○災害情報を時間、地域によらず市民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ、FAX等様々な伝達手段を確保する。また、防災・気象メールサービスへの登録など、市民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。	
自主防災組織の活性化推進【1-1再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市による各種避難訓練の補助や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。	○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材の整備や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。	
優先供給施設への燃料供給【4-1再掲】	○大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき供給手順等についてのマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。	○国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。	
通信事業者における災害対策	○通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。	○通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。	

5-1 物流システムの機能麻痺による企業の生産活動の低下及び金融サービスの停止による市内経済の停滞

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
企業防災の促進① 【1-1再掲】	○企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。	○企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発を推進する。	
企業防災の促進③ 【1-1再掲】	○宮崎県の行う専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を活用し、企業のBCP策定を促進する必要がある。	○周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。	
企業防災の促進④ 【1-1再掲】	○BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。	○市内中小企業者の防災対策を促進するため、県が行っている中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。	
被災中小企業への金融支援	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について検討する必要がある。	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。	
高速道路のミッシングリンクの早期解消	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。	
港湾の防災対策の推進	○耐震強化岸壁(緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備)及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。 ○県で策定している港湾管理者行動計画(港湾BCP)に基づき、大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動を行う必要がある。	○油津港湾は、地域防災計画において、震災時における防災拠点(救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点)として位置づけられており、現在、整備が進められている既存岸壁の耐震改良化の早期完成に向けた促進を図る。 ○港湾BCPに基づき、県が行う港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練の実施に協力する。	
防災対策の推進	○企業の被災及びサプライチェーンの寸断等を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○企業の被災及びサプライチェーンの寸断等を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。	

5-2 経済活動に必要なエネルギーの供給停止

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
企業防災の促進③ 【1-1再掲】	○宮崎県の行う専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を活用し、企業のBCP策定を促進する必要がある。	○周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。	

被災中小企業への金融支援【5-1再掲】	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について検討する必要がある。	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。	
企業防災の促進⑤	○工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。	○必要最低限の電力を確保することで生産活動やサービスを継続するため、企業のBCP策定の促進を図る。	
自然エネルギーの推進【4-1再掲】	○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス及び風力等のエネルギーの導入が必要である。	○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス及び風力等のエネルギーの導入を推進する。	
優先供給施設への燃料供給【4-1再掲】	○大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき供給手順等についてのマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。	○国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。	
防災対策の推進	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。	

5-3 重要産業施設被災

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
防災関係機関の連携強化①【2-1再掲】	○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	○大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。	
企業防災の促進③【1-1再掲】	○宮崎県の行う専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を活用し、企業のBCP策定を促進する必要がある。	○周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。	
被災中小企業への金融支援【4-1再掲】	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について検討する必要がある。	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。	
企業防災の促進⑤【5-2再掲】	○工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。	○必要最低限の電力を確保することで生産活動やサービスを継続するため、企業のBCP策定の促進を図る。	

危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等	○地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。	○消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。	
農業水利施設の長寿命化	○農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。	○水利施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。	
農地農業用施設の保全	○農地や農業用施設の豪雨による被害を軽減するために、施設管理者と管理状況等の確認を行い、被害防止軽減を推進する必要がある。	○農地や農業用施設の豪雨による被害を軽減するために、施設管理者と管理状況等の確認を行い、被害防止軽減を推進する。	
農業用ため池等の防災対策【1-5再掲】	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。	
港湾の防災対策の推進	○耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。	○油津港湾は、地域防災計画において、震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられており、現在、整備が進められている既存岸壁の耐震改良化の早期完成に向けた促進を図る。	
【5-1再掲】	○県で策定している港湾管理者行動計画（港湾BCP）に基づき、大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動を行う必要がある。	○港湾BCPに基づき、県が行う港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練の実施に協力する。	
山地災害の復旧や土砂流出の防止	○山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区の整備を進めてきた。引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。	○山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を積極的に推進する。	

5-4 交通ネットワークの機能停止

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
高速道路のミッシングリンクの早期解消【5-1再掲】	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。	

緊急輸送等のための交通インフラの確保【2-1再掲】	<p>○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う重要幹線道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>○物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p>	<p>○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。</p> <p>○国道220号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。</p> <p>○緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする県道道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。</p> <p>○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面対策等を検討する。</p> <p>○緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している。今後も、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。</p>	
港湾の防災対策の推進【5-1再掲】	<p>○耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。</p> <p>○県で策定している港湾管理者行動計画（港湾BCP）に基づき、大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動を行う必要がある。</p>	<p>○油津港湾は、地域防災計画において、震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられており、現在、整備が進められている既存岸壁の耐震改良化の早期完成に向けた促進を図る。</p> <p>○港湾BCPに基づき、県が行う港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練の実施に協力する。</p>	
防災対策の推進	<p>○基幹交通ネットワークの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。</p>	<p>○基幹交通ネットワークの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。</p>	

5-5 食料等の安定供給の停滞

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
企業防災の促進③【1-1再掲】	<p>○宮崎県の行う専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を活用し、企業のBCP策定を促進する必要がある。</p>	<p>○周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。</p>	
被災中小企業への金融支援【4-1再掲】	<p>○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について検討する必要がある。</p>	<p>○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。</p>	
企業防災の促進⑤【5-2再掲】	<p>○工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。</p>	<p>○必要最低限の電力を確保することで生産活動やサービスを継続するため、企業のBCP策定の促進を図る。</p>	

高速道路のミッシングリンクの早期解消【5-1再掲】	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。	
緊急輸送等のための交通インフラの確保【2-1再掲】	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う重要幹線道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○国道220号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面対策等を検討する。 ○緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している。今後も、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。	
緊急輸送等のための交通インフラの確保【2-1再掲】	○海上からの輸送ルートの確保のために、港湾等の整備促進を図る必要がある。	○油津港湾は、地域防災計画において、震災時における防災拠点(救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点)として位置づけられており、現在、整備が進められている既存岸壁の耐震改良化の早期完成に向けた促進を図る。	
輸送ルートの確保【2-1再掲】	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての適正な保全対策が必要である。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての適正な保全対策を推進する。	
漁港の防災対策	○漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の早期復旧を図り水産物供給機能を回復する必要がある。	○外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波・粘り強い構造対策を実施する。	
農業水利施設の長寿命化【5-3再掲】	○農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。	○水利施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。	
農地農業用施設の保全【5-3再掲】	○農地や農業用施設の豪雨による被害を軽減するために、施設管理者と管理状況等の確認を行い、被害防止軽減を推進する必要がある。	○農地や農業用施設の豪雨による被害を軽減するために、施設管理者と管理状況等の確認を行い、被害防止軽減を推進する。	
農業用ため池等の防災対策【1-5再掲】	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。	
防災対策の推進	○食料等の供給ルートを実際に確保するため、道路等の地震・津波・水害対策等を着実に進める必要がある。	○食料等の供給ルートを実際に確保するため、道路等の地震・津波・水害対策等を着実に進める。	

6-1 送配電施設及び燃料供給連鎖管理の機能停止

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
企業防災の促進③ 【1-1再掲】	○宮崎県の行う専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を活用し、企業のBCP策定を促進する必要がある。	○周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。	
被災中小企業への金融支援 【4-1再掲】	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について検討する必要がある。	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。	
企業防災の促進⑤ 【5-3再掲】	○工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。	○必要最低限の電力を確保することで生産活動やサービスを継続するため、企業のBCP策定の促進を図る。	
自然エネルギーの推進 【4-1再掲】	○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス及び風力等のエネルギーの導入が必要である。	○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス及び風力等のエネルギーの導入を推進する。	
優先供給施設への燃料供給 【4-1再掲】	○大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき供給手順等についてのマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。	○国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。	
電力供給ネットワーク等の早期の機能回復	○南海トラフ地震等の大規模災害時には、エネルギーネットワークの機能が停止することが予想されることから、これらの施設の復旧が円滑に進むように国と連携しながら通行可能な道路等の情報提供を行い、支援を行う必要がある。	○国と連携しながら関係機関との情報共有を推進し早期の復旧を支援する。	
高速道路のミッシングリンクの早期解消【5-1再掲】	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。	
防災対策の推進	○エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。	

6-2 上水道の供給の停止、事態の長期化

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
上水道施設等の耐震化推進【再掲】	○上水道施設について、施設の更新、津波対策や管路の耐震化等を推進する必要がある。	○被災時においても、日常生活を維持するためには、水道水の供給が不可欠であることから、上水道施設の耐震・津波対策のため、上水道システムの再構築に取り組むとともに、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進める。さらに、大規模災害時においても、水道水の迅速な供給が可能となるような防災訓練の実施に加え、関係機関との連携を強化する。	
健全な水循環の維持・回復	○限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。	○豊かな水資源を保全するため、持続可能な地下水の保全に努める。 ○水源地域の水源涵(かん)養機能を維持するため、森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する。	
災害協力井戸の登録推進	○地震等の災害により水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、生活用水を確保しなければならない。	○熊本地震を踏まえ、水道施設が被災した場合に当該施設が復旧するまでの間、トイレや清掃用などの生活用水を確保するため、災害協力井戸の登録の呼びかけを行う。	
防災対策の推進	○上水道施設等の被災を防ぐため、周辺の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。	○上水道施設等の被災を防ぐため、周辺の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。	

6-3 汚水処理施設の機能停止、事態の長期化

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
下水道施設の災害対策【2-8再掲】	○下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPIに基づく防災訓練を実施する必要がある。	○下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPIに基づく防災訓練の実施を促進する。	
漁業集落排水施設の老朽化対策【2-8再掲】	○漁業集落排水施設の老朽化対策の早急な実施が必要である。	○漁業集落排水施設の老朽化対策を実施する。	
浄化槽の強靱化対策	○浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、将来的にGISを活用した浄化槽台帳システムを整備し、設置・管理状況などの把握情報の精度を高める必要がある。	○浄化槽については、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、将来的にGISを活用した浄化槽台帳システムを導入し、浄化槽関係団体とも連携しながら、把握情報の精度を高める。	

6-4 生活道の遮断による生活の質の低下

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
緊急輸送等のための交通インフラの確保 【2-1再掲】	<p>○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う重要幹線道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>○物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p>	<p>○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。</p> <p>○国道220号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。</p> <p>○緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。</p> <p>○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面对策等を検討する。</p> <p>○緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している。今後も、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。</p>	
緊急輸送等のための交通インフラの確保 【2-1再掲】	<p>○海上からの輸送ルートの確保のために、港湾等の整備促進を図る必要がある。</p>	<p>○油津港湾は、地域防災計画において、震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられており、現在、整備が進められている既存岸壁の耐震改良の早期完成に向けた促進を図る。</p>	
輸送ルートの確保 【2-1再掲】	<p>○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての適正な保全対策が必要である。</p>	<p>○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての適正な保全対策を推進する。</p>	
防災対策の推進	<p>○地域交通ネットワークの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。</p>	<p>○地域交通ネットワークの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。</p>	

7-1 市街地での大規模災害の発生

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
自主防災組織の活性化推進 【1-1再掲】	<p>○大規模災害の際は、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが非常に重要である。そのため市による各種訓練の支援や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。</p>	<p>○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材整備の補助や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。</p>	

住宅の火災予防対策【1-1再掲】	○住宅用火災警報器の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。	○住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。	
街路事業の推進【1-1再掲】	○市街地等において、街路の整備を計画的に進めていく必要がある。また災害時には避難路として有効に活用する。	○市街地等において、都市の骨格となり、また避難路としても機能する街路の計画的な整備を推進する。	
安全快適な街作り(無電柱化)【1-1再掲】	○景観の阻害要因となる電柱、電線をなくし、電柱のない美しい街並みを整えるとともに、通行空間の安全性・快適性を確保し、災害時の救助活動を妨げる事がないように、平時から電柱の脆弱性を考慮したまちづくりが必要である。	○生活空間の改善のため無電柱化の計画を取り入れたまちづくりを推進する。	
都市公園の維持管理【1-1再掲】	○都市公園の維持管理を行い、安心な都市空間の形成を図り、大規模災害時の帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的とした、一時避難場所としての役割を担えるようにする。	○施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する。	

7-2有害物質の流出及び拡散

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
防災関係機関の連携強化①【2-1再掲】	○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	○大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。	
企業防災の促進③【1-1再掲】	○宮崎県の行う専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を活用し、企業のBCP策定を促進する必要がある。	○周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。	
危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等【5-3再掲】	○地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。	○消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。	

7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
防災関係機関の連携強化① 【2-1再掲】	○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	○大規模災害時には、多数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。	
緊急車両の登録 【2-1再掲】	○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、災害発生後には確認事務処理ができないことから必要な公用車について事前届出を行う必要がある。	○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、緊急通行車両を運用する機関、事業所等に対して、事前届出制度に関する啓発活動を推進する。	
安全快適な街作り(無電柱化) 【1-1再掲】	○景観の阻害要因となる電柱、電線をなくし、電柱のない美しい街並みを整えるとともに、通行空間の安全性・快適性を確保し、災害時の救助活動を妨げる事がないように、平時から電柱の脆弱性を考慮したまちづくりが必要である。	○生活空間の改善のため無電柱化の計画を取り入れたまちづくりを推進する。	

7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
農業用ため池等の防災対策 【1-5再掲】	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。	
砂防関係施設の長寿命化	○損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。	○既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定するよう県に要望していく。	

7-5 農地・森林の荒廃化による被害拡大

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
農地農業用施設の保全 【5-3再掲】	○農地や農業用施設の豪雨による被害を軽減するために、施設管理者と管理状況等の確認を行い、被害防止軽減を推進する必要がある。	○農地や農業用施設の豪雨による被害を軽減するために、施設管理者と管理状況等の確認を行い、被害防止軽減を推進する。	

農業用ため池等の防災対策【1-5再掲】	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。	
森林の整備	○人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。	○人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。	
山地災害の復旧や土砂流出防止	○山地災害危険地区の整備を進めるため、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。 ○国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を進める必要がある。	○山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を積極的に推進する。国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を推進する。	
木材利用を促進する技術開発	○森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな利用先として期待されるCLT等をはじめ、木材の多様な利用技術開発に引き続き取り組むことが必要である。	○森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな建設資材として期待されるCLTを活用した建築構法の研究開発やその実用化に向けた取組を推進する。	
中山間地域の振興②	○農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。	○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。	

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
災害発生時の情報発信	○災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路を確保しておく必要がある。	○災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ発信する情報の内容と情報発信伝達手段について検討を進める。 ○災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、特産品の製造や販売の状況等の発信すべき情報や発信の方法等を検討する。	
観光客誘致対策	○災害後の安全性への不安により旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。	○災害後の安全性への不安により旅行等を控える観光客対策として、観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。	

8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
災害廃棄物処理①	○南海トラフ巨大地震を想定し平成28年3月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」及び、平成29年3月に策定した「日南市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制を構築する必要がある。	○南海トラフ巨大地震を想定し平成28年3月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」及び、平成29年3月に策定した「日南市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制を構築する。	
災害廃棄物処理②	○災害廃棄物処理実施計画を策定し、その実効性を高める必要がある。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするための仮置場を確保する必要がある。	○被災直後に災害廃棄物処理実施計画を策定し、その実効性を高める。また、災害廃棄物の発生量の推計と発生箇所に合わせて、災害廃棄物を仮置きするための仮置場の確保に努める。	

8-2 人材(専門家・技術者)不足による復旧・復興の遅れ

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
防災関係機関の連携強化② 【2-1再掲】	○大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。	○避難者の支援や災害物資の調達等が円滑に図られるよう宮崎県南部地域大規模災害対策連携協議会と連携するとともに、被災者の救助が迅速に行われるよう防災訓練等の様々な機会を捉えて自衛隊や警察等、国県の関係機関と連携強化を図る。	
自治体間の応援体制の構築① 【2-1再掲】	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、県からの支援に加え、自治体間で相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側と受け入れる側で、応援・受援体制の整備充実が必要である。	○九州市長会、姉妹都市をはじめとする協定締結自治体との円滑な連携を図るため、随時連絡体制を確認、受入訓練等を実施するとともに、受援計画の適宜見直しを行い、受援体制の強化を図る。	
自治体間の応援体制の構築② 【2-1再掲】	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、県からの支援に加え、自治体間で相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側と受け入れる側で、応援・受援体制の整備充実が必要である。	○県内沿岸10市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進協議会」において、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても協議を深め、相互支援体制の促進を図る。	

建設業の担い手育成	○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路警戒及び災害復旧工事等を担う建設業においては経営の安定を図る観点から、公共工事の早期発注、余裕工期工事による工事期間の平準化や若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。	○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る。	
中山間地域の振興① 【2-2再掲】	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。	○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。	
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【2-4再掲】	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	○緊急車両の通行ルートの早期啓開を図るため、道路管理者による放置車両対策の強化や、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。	

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安悪化による復旧・復興の遅れ

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
自主防災組織の活性化推進 【1-1再掲】	○大規模災害の際は、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが非常に重要である。そのため市による各種訓練の支援や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。	○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材整備の補助や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。	
仮設住宅供給体制の充実	○南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の用地の確保及び借り上げが必要である。	○南海トラフ地震において必要と想定される仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた候補地の積み増しの強化を図る。	
災害ボランティアの体制強化 【2-2再掲】	○県市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。	○ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。	
民生委員・児童委員の確保	○被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率100%を目指す必要がある。	○民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。	

地域交通網の確保	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。地域コミュニティの維持のため、路線バス等の地域交通網を確保する必要がある。	○地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行費補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。	
中山間地域の振興① 【2-2再掲】	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。	○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。	
文化財保護の促進	○市内には、多くの文化財が現存している。これらの文化財の保護や利活用促進について、国県の制度事業等も活用しながら進める必要がある。	○市内には、多くの文化財が現存している。これらの文化財の保護や利活用促進について、国県の制度事業や民間活力等も活用しながら進めていく。	
地域コミュニティの活性化	○コンパクトシティの形成をはじめとした集落のネットワーク化や安住自立圏構想の推進等により、買物弱者対策や地域公共交通の維持、医療提供体制の整備等により、地域での暮らしに欠かすことのできない生活機能の維持・充実を図る必要がある。	○コンパクトシティの形成をはじめとした集落のネットワーク化や安住自立圏構想の推進等により、買物弱者対策や地域公共交通の維持、医療提供体制の整備等により、地域での暮らしに欠かすことのできない生活機能の維持・充実を図る。	

8-4 東九州自動車道、港湾等の基幹インフラの損壊による、復旧・復興の遅れ

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
高速道路のミッシングリンクの早期解消【5-1再掲】	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。	
港湾の防災対策の推進【5-1再掲】	○耐震強化岸壁(緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備)及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。 ○県で策定している港湾管理者行動計画(港湾BCP)に基づき、大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動を行う必要がある。	○油津港湾は、地域防災計画において、震災時における防災拠点(救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点)として位置づけられており、現在、整備が進められている既存岸壁の耐震改良化の早期完成に向けた促進を図る。 ○港湾BCPに基づき、県が行う港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練の実施に協力する。	
地籍調査の推進	○災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、地籍調査を推進する必要がある。 ○土地所有者の高齢化や地域からの人口流出、山林等の荒廃の進行などから、土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあり、できるだけ早い時期に地籍調査を進める必要がある。	○災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、県や地籍調査推進協議会等を通して国に対して予算確保の要望を行う。	

防災対策の推進	○基幹インフラの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。	○基幹インフラの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。	
---------	--	---	--

8-5 浸水害の長期化による復旧・復興の遅れ

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
河川、海岸の補強	○浸水被害軽減のために、河川・海岸堤防の地震・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。	○L1津波(比較的発生頻度の高い津波)対策として整備する河川・海岸施設整備について、耐震対策も検討しながら、管理者に要望を行っていく。	
内水浸水被害対策	○内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。	○県から委託を受けている水門等について、引き続き適正な管理操作を行うとともに、排水機場については、操作の迅速化、職員の安全確保の観点から、遠隔操作化の早期実現を県に要望していく。 ○内水浸水対策について、県に要望していく。	

8-6 社会基盤の復旧遅延による生活再建の遅れ

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針	関連補助事業
被災者台帳整備促進	○被災者支援の円滑な実施を行うため、被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討を進める必要がある。	○被災者支援の円滑な実施を行うため、市における被災者台帳・被災者支援システムの導入を促進する。	
応急仮設住宅供給体制の充実【8-3再掲】	○南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。	○南海トラフ地震において必要と想定される仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた候補地の積み増しの強化を図る。	
災害ボランティアの体制強化【2-2再掲】	○県市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。	○ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。	
被災者の生活再建支援	○被災者生活支援措置(被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等)を迅速かつ円滑に実施するため、県と連携した実施体制を構築する必要がある。	○被災者生活支援措置(被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等)の制度内容及び手続について、市一県間の応援体制を確立させ、迅速かつ円滑な実施体制の構築に努める。	

<p>企業防災の促進③ 【1-1再掲】</p>	<p>○宮崎県の行う専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を活用し、企業のBCP策定を促進する必要がある。</p>	<p>○周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。</p>	
<p>企業防災の促進④ 【1-1再掲】</p>	<p>○BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。</p>	<p>○市内中小企業者の防災対策を促進するため、県が行っている中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。</p>	
<p>被災中小企業への金融支援 【4-1再掲】</p>	<p>○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について検討する必要がある。</p>	<p>○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。</p>	
<p>離職者の再就職支援</p>	<p>○地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働局と連携し、離職者や求人・求職動向の把握、臨時職業相談窓口の設置等の早期再就職支援について事前にシミュレーションをしておく必要がある。</p>	<p>○地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、本庁で相談窓口を設置し、離職者への求人情報等の提供を行う労働局と連携を図り、速やかに対応できるよう協議・検討していく。</p>	
<p>中小企業労働者への金融支援</p>	<p>○地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援(中小企業勤労者支援融資(ハッピーローン貸付))において、大規模災害時に速やかに対応できるよう関係機関と事前に協議・検討を行う必要がある。</p>	<p>○現在、県内の中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援(中小企業勤労者支援融資(ハッピーローン貸付))は、県が15,000千円を九州労働金庫に預託し、同金庫は当該資金を協調倍率4倍(60,000千円)にして、中小企業の労働者の生活資金及び教育資金として基準に基づき貸し付けているが、地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者でも、この貸付制度の利用ができるよう九州労働金庫等と協議・検討していく。</p>	
<p>緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【2-4再掲】</p>	<p>○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。</p>	<p>○緊急車両の通行ルートの早期啓開を図るため、道路管理者による放置車両対策の強化や、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。</p>	